

## 議案第 6 1 号

北名古屋市職員の給与に関する条例及び北名古屋市職員の旅費に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の給与に関する条例及び北名古屋市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人を欠格事由から削るため、並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度に対応するため、並びに字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の給与に関する条例及び北名古屋市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(北名古屋市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第25条 法第22条の2第1項により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

第26条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(北名古屋市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ことに」を「これに」に改め、「職務）」の次に「及び北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北名古屋市条例第 号）別表第1及び別表第2に規定する給料表による当該級の職務（給料表の適用を受けない者については、任命権者

が市長と協議して定めるこれに相当する職務)」を加える。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下本条において同じ」を削り、同条第6項中「者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条中第25条の改正規定及び第2条中第2条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。